

「古紙の持ち去り対策について」の要求資料

- 1 古紙の行政回収と資源集団回収の比率・・・・・・・・・・・・・・・・資料 1
- 2 古紙の資源集団回収の区別の回収比率・・・・・・・・・・・・・・・・資料 2
- 3 流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の条例文・・・・資料 3
- 4 流山市の条例化のプロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 4
- 5 名古屋市の条例化のプロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 5
- 6 各区の資源物の持ち去り被害通報件数（5 か年）・・・・・・・・・・資料 6
- 7 行政回収における資源物の売却実績（5 か年）・・・・・・・・・・資料 7
- 8 区別資源集団回収実施団体奨励金交付実績（5 か年）・・・・・・資料 8
- 9 資源集団回収業者の回収実績と奨励金交付実績（5 か年）・・・・資料 9
- 10 不法投棄の罰金適用までのプロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料10

古紙の行政回収と資源集団回収の比率

(平成 22 年度実績)

	回収量	回収比率
行政回収	17,731 t	9.1%
資源集団回収	176,460 t	90.9%

古紙の資源集団回収の区別の回収比率

(平成 22 年度実績)

古紙類	22 年度	
	資源集団回収による 回収量 (単位 : t)	資源集団回収による 回収の比率
鶴見区	10,683	87.6%
神奈川区	11,646	90.8%
西区	5,161	90.4%
中区	5,392	77.8%
南区	9,017	89.8%
港南区	11,076	89.1%
保土ヶ谷区	10,519	90.6%
旭区	10,389	84.8%
磯子区	9,492	85.9%
金沢区	12,444	96.9%
港北区	16,099	96.2%
緑区	7,947	95.6%
青葉区	14,569	91.9%
都筑区	8,562	93.0%
戸塚区	12,917	93.5%
栄区	7,733	95.0%
泉区	7,865	88.2%
瀬谷区	4,949	98.2%
合計	176,460	90.9%

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成 6 年 3 月 30 日

条例第 12 号

流山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年流山市条例第 7 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)その他別に定めのあるもののほか、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進及び廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 資源物 紙類、布類、金属類、ビン類その他規則で定めるものをいう。
- (6) 集団回収 市内の自治会、子供会その他の公共的団体(規則の定めるところにより市長の登録を受けたものに限る。)による資源物の回収(規則の定めるところにより市長に届け出た回収場所における回収に限る。)をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、再利用等による家庭廃棄物の減量に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。
- 3 市は、第 1 項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、事業系廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により、その減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その

製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

- 3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別及び集団回収への参加等により再利用を図るとともに、その生じた家庭廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、家庭廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)を定めるものとする。

- 2 処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な毎年度の事業について定める実施計画とする。
- 3 市長は、前項の実施計画を定めたとき又は変更したときは、その旨を告示するものとする。

(廃棄物対策審議会)

第7条 一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する事項について審議を行い、市長に答申し、又は建議するため、流山市廃棄物対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 住民を代表する者
 - (3) 関係団体を代表する者
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 6 特別委員の任期は、市長が委嘱した日から当該特別の事項に関する審議が終了したときまでとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第 8 条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。

- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

(市が行う廃棄物の減量)

第 9 条 市は、廃棄物の処理施設において資源の回収を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(資源回収業者等への協力要請及び支援)

第 10 条 市は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする者に必要な協力を要請するとともに、その者を支援するよう努めるものとする。

(事業者が行う廃棄物の減量)

第 11 条 事業者は、再利用の可能な物の選定をするほか、再利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確保等廃棄物の排出の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(適正包装等)

第 12 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

(市民が行う廃棄物の減量)

第 13 条 市民は、再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(家庭廃棄物の処理)

第 14 条 市は、処理計画に従い、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(土地等の占有者の義務)

第 15 条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者又は居住者とする。以下同じ。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができるものについては、自ら処分するように努めなければならない。

- 2 占有者は、自ら処分できない家庭廃棄物については、処理計画に従い当該家庭廃棄物を適正に分別し、家庭廃棄物を集積する所定の場所(以下「集

積場所」という。)に排出すること等により、市の行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

- 3 占有者は、集積場所において家庭廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭を発生することのないようその清潔の保持に努めなければならない。

(排出規制)

第 16 条 占有者は、市が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
 - (2) 危険性のある物
 - (3) 引火性のある物
 - (4) 著しく悪臭を発生する物
 - (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
 - (6) 前各号に掲げる物のほか、市が行う家庭廃棄物の収集、運搬及び処分を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物
- 2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(改善勧告)

第 17 条 市長は、占有者が前条第 1 項の規定に違反していると認めるときは、当該占有者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(資源物の持去りの禁止)

第 18 条 市長及び規則の定めるところにより市長の登録を受けているもの以外のものは、次に掲げる場所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

- (1) 集積場所
- (2) 集団回収の回収場所

(持去りの禁止命令等)

第 19 条 市長は、前条の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

- 2 前条の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬した者を発見した者は、市長に通報しなければならない。

(違反行為をした者に対する立入調査)

第 20 条 市長は、前条第 1 項の規定による命令に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し期限を定めて報告を求め、又はその職員を当該者の建物に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった時は関係人に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業系廃棄物の処理)

第21条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことができる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(運搬等の指示を行う事業系一般廃棄物)

第22条 法第6条の2第5項の規定により運搬すべき場所及びその運搬の方法を指示することができる多量の事業系一般廃棄物は、1日の平均排出量が10キログラム以上のものとする。

(多量排出事業者の義務)

第23条 前条に規定する多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者のうち規則で定めるもの(以下「多量排出事業者」という。)は、市長の指示に従い、再利用を促進すること等により、その事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

- 2 多量排出事業者は、規則で定めるところにより、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

(改善勧告)

第24条 市長は、多量排出事業者が前条第1項又は第2項のいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第25条 市長は、前条に規定する勧告を受けた多量排出事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき多量排出事業者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第26条 市長は、多量排出事業者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第24条に規定する勧告に係る措置を講じなかったときは、当該多量排出事業者が排出する事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(受入基準)

第26条の2 市民及び事業者は、一般廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入する場合には、処理計画に定める受入基準に従わなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第 27 条 市が一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分した場合に徴収する手数料の額は、別表第 1 に定めるところにより算出した額(10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- 2 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前項に規定する手数料を減免することができる。

(産業廃棄物の処理)

第 28 条 法第 11 条第 2 項の規定により市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない量のものとする。

- 2 市長は、前項に規定する産業廃棄物を指定するものとし、当該指定をしたときはその旨を告示するものとする。
- 3 前項の場合において、事業者は、第 1 項に規定する産業廃棄物の処理を市に依頼しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(産業廃棄物処理費用)

第 29 条 前条の規定により市が産業廃棄物を処理した場合に徴収する費用は、別表第 2 に定めるところにより算出した額(10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可)

第 30 条 法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項に規定する一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)を行おうとする者又は浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第 1 項に規定する浄化槽清掃業を行おうとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者は、その事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定める申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(許可証の交付)

第 31 条 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による申請があった場合において、当該申請が法令に定める基準に適合すると認めるときは、当該申請に係る者に対し、許可証を交付の上、許可するものとする。

- 2 前項の許可証の交付を受けた者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可申請等手数料)

第 32 条 第 30 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者若しくは同条第 2 項の規定により変更の許可を受けようとする者又は前条第 2 項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次の各号に定める手数料を納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 1 件につき 10,000 円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可申請手数料 1 件につき 10,000 円

- (3) 浄化槽清掃業の許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (4) 一般廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (5) 一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (6) 許可証の再交付申請手数料 1件につき 5,000円

(地域の清潔の保持)

第33条 占有者は、土地又は建物及びその周辺の清潔を保ち、相互に協力して良好な地域環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔の保持等)

第34条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所において、自ら生じさせた廃棄物を持ち帰り、又は所定の場所に収容することにより、その清潔の保持に努めなければならない。

- 2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所にみだりに廃棄物が捨てられないよう必要な管理に努めなければならない。
- 3 前項の場合において、当該公共の場所の管理者は、廃棄物を分別して回収できるような施設、設備等を備えるよう努めなければならない。

(空き地の管理)

第35条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないよう必要な管理に努めなければならない。

(飲料容器等の散乱防止)

第36条 容器入り飲料等の製造、加工、販売等を行う事業者は、飲料容器等の散乱を防止するため、市民がその容器を不要とし、又はその返却をしようとする場合には、回収に応ずるよう努めなければならない。

- 2 容器入り飲料等の自動販売機の所有者又は管理者は、その飲料容器等を分別し、回収するための専用容器を設置するよう努めなければならない。

(投棄の禁止)

第37条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

- 2 市は、前項に違反する行為を未然に防止するため、市民及び事業者に対し、意識の啓発を図ること等必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第38条 第19条第1項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第39条 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の流山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってした処分、手続きその他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定によってしたものとみなす。

附 則(平成 9 年 3 月 28 日条例第 2 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に納付されたものの額については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成 9 年 4 月分の一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物の処理費用から適用し、同年 3 月分までの一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物の処理費用については、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年 3 月 28 日条例第 12 号)

この条例は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 12 月 24 日条例第 27 号)

この条例は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 30 日条例第 14 号)

この条例は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 12 月 26 日条例第 33 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成 16 年 4 月分の一般廃棄物処理手数料から適用し、同年 3 月分までの一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 3 月 26 日条例第 6 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 26 日条例第 48 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 28 日条例第 30 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 27 条関係)

一般廃棄物処理手数料

種類	区分		手数料
し尿	定額制	世帯人員1人につき	月額 315.00円
	従量制 (飲食店、旅館、工場、事業所、遊 戯場、駅、学校その他人員の一定 しない建築物及び簡易水洗便所を 設置している建築物等)	36リットルにつき	315.00円
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥を第30条第1項の規定 により浄化槽清掃業の許可を受け た者が市長の指定する場所へ搬入 するとき	1,800リットルにつき	420.00円
汚泥	1立方メートルにつき		7,350.00円
動物の死体	自ら市長の指定 する場所へ搬入 するとき	事業者	1体につき 3,150.00円
		事業者以外の 者	1体につき 1,050.00円
	市が収集し、運搬し、及び処分す るとき	1体につき	3,150.00円
家庭廃棄物	自ら市長の指定する場所へ搬入す るとき(資源化できる ^{せん} 剪定枝を搬 入するときを除く。)	10キログラムまでごと	157.5円
	資源化できる ^{せん} 剪定枝を自ら市長の指定する場所へ搬入する とき		無料
	粗大ごみを市が収集し、運搬し、 及び処分するとき	1点につき	1,050.00円
その他の一般 廃棄物	事業系一般廃棄物(資源化できる ^{せん} 剪定枝を除く。)を自ら市長の指定 する場所へ搬入するとき	10キログラムまでごと	157.5円
	事業系一般廃棄物のうち資源化で きる ^{せん} 剪定枝を自ら市長の指定する 場所へ搬入するとき	10キログラムまでごと	105.00円
	事業系一般廃棄物を第30条第1項 の規定により一般廃棄物収集運搬 業の許可を受けた者が市長の指定 する場所へ搬入するとき	10キログラムまでごと	157.5円

備考

- 1 し尿定額制の収集回数は、世帯人員1人から4人までを月1回、5人から8人までを月2回、9人以上を月3回とし、これらの回数を超える部分については、従量制とする。
- 2 この表において「^{せん}剪定枝」及び「粗大ごみ」とは、処理計画に定められている^{せん}剪定枝及び粗大ごみをいう。
- 3 重量に5キログラム未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた後の重量により手数料を算定する。

別表第2(第29条関係)

産業廃棄物処理費用

区分		費用
第28条第2項の規定により市長が指定した産業廃棄物を市長の指定する場所へ搬入するとき	10キログラムまでごと	105.0円

備考 重量に5キログラム未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた後の重量により手数料を算定する。

<出典>流山市役所ホームページ 例規集（平成23年12月13日現在）

流山市の条例化のプロセス

資料 4

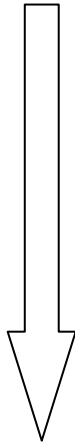
＜平成 19 年度＞
資源物の持ち去りが市内各所で頻発化

(流山市内部の経過)

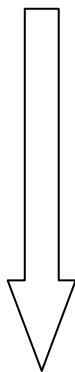
＜平成 20 年 9 月＞
リサイクルシステムの堅持を目的として、持ち去り禁止条例制定に向けた検討開始



＜平成 20 年 10 月＞
「流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（案）」を作成



＜平成 20 年 12 月＞
「流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例」を市長が上程
(平成 20 年 12 月 26 日議決)



＜平成 21 年 4 月 1 日＞
「流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例」を施行

(検察との協議)

＜平成 20 年 10 月＞
千葉地方検察庁との事前協議を開始



＜平成 20 年 11 月 14 日＞
流山市長から千葉地方検察庁総務部長へ「流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（協議）」を送付



＜平成 20 年 12 月 9 日＞
千葉地方検察庁総務部長から流山市長へ「罰則の定めのある条例（案）に対する意見について」が送付され、“特に問題はないものと思料する”との回答

(警察との協議)

＜条例議決後～施行前＞
資源物の持ち去り禁止を規定した「流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例」について、警察へ説明及び協力を依頼

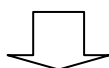
名古屋市の条例化のプロセス

<平成22年6月>

資源物の持ち去り行為を名古屋市で確認

<平成22年7・8月>

資源物の持ち去りが市内で頻発



<平成23年8月>

総務環境委員会を中心に、有志議員で勉強会を開始

<平成23年11月中旬>

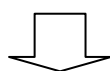
市長、議員で条例制定の協議

・今後の協議で、市民・事業者を含める

※ 名古屋市議会基本条例第8条5項（議員が予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて、市長と協議する。）

<平成23年11月下旬>

市長、議員、集団回収の代表者、リサイクル協同組合（古紙回収業者）の代表者で、条例制定の協議



<平成23年11月29日>

名古屋市集団回収における古紙の持ち去り防止に関する条例を議員提出議案として上程

<平成23年12月7日>

名古屋市集団回収における古紙の持ち去り防止に関する条例を可決

<平成24年7月1日>

名古屋市集団回収における古紙の持ち去り防止に関する条例を施行

<平成24年10月1日>

名古屋市集団回収における古紙の持ち去り防止に関する条例の罰則適用開始

※ 罰則については、警察・検察との協議がなくスピード感を持って進められるため、罰金ではなく過料にしたとのこと。

資料 6

各区の資源物の持ち去り被害通報件数(5か年)

古紙: 区別通報件数(件)

年度 区	18	19	20	21	22	計
鶴見	3	3	13	1	3	23
神奈川	1	6	11	2	6	26
西	1	1	7	1	0	10
中	3	3	6	0	0	12
南	8	5	8	0	2	23
港南	2	0	1	0	2	5
保土ヶ谷	0	4	2	0	0	6
旭	5	0	3	4	2	14
磯子	6	7	3	1	0	17
金沢	0	0	4	1	2	7
港北	3	0	5	2	1	11
緑	1	2	3	1	4	11
青葉	3	2	12	4	23	44
都筑	0	1	0	0	3	4
戸塚	2	1	4	1	3	11
栄	0	0	0	0	0	0
泉	0	0	0	0	1	1
瀬谷	0	0	1	2	0	3
計	38	35	83	20	52	228

金属: 区別通報件数(件)

年度 区	18	19	20	21	22	計
鶴見	5	2	5	0	2	14
神奈川	4	1	1	0	0	6
西	6	3	0	2	1	12
中	14	1	1	1	0	17
南	2	3	1	1	0	7
港南	2	1	0	1	0	4
保土ヶ谷	4	3	5	1	0	13
旭	0	0	0	0	2	2
磯子	5	4	0	0	0	9
金沢	0	3	0	2	1	6
港北	5	2	0	5	22	34
緑	1	0	0	1	0	2
青葉	6	3	9	0	1	19
都筑	1	4	0	1	0	6
戸塚	3	5	0	2	1	11
栄	0	0	0	0	0	0
泉	0	0	0	0	0	0
瀬谷	0	0	0	0	0	0
計	58	35	22	17	30	162

区別合計
件数(件)

古紙・金属 総計
37
32
22
29
30
9
19
16
26
13
45
13
63
10
22
0
1
3
390

年度別合計件数(件)

年度	18	19	20	21	22	総計
古紙・金属 通報件数	96	70	105	37	82	390

行政回収における資源物の売却実績（5か年）

金額は税込(トンあたりの金額は税抜)

品目	平成18年度			平成19年度			平成20年度			
	売却量(t)	金額(千円)	1トンあたりの金額(円)	売却量(t)	金額(千円)	1トンあたりの金額(円)	売却量(t)	金額(千円)	1トンあたりの金額(円)	
缶	アルミ	4,450	887,489	189,931	4,472	914,183	194,711	4,413	794,629	171,479
	スチール	6,825	166,201	23,192	6,578	221,221	32,031	6,219	252,697	38,701
びん	無色・茶色	15,171	2,389	150	16,716	2,633	150	16,632	2,620	150
ペットボトル(※1)	直接売却	9,056	446,778	46,984	11,173	356,246	30,366	8,251	449,157	51,846
	指定法人引渡	2,612	34,420	12,550	1,065	34,444	30,802	3,990	58,232	13,900
小さな金属類		4,503	165,018	34,900	4,418	181,482	39,118	4,977	177,505	33,969
スプレー缶	アルミ	61	7,500	117,096	82	11,646	135,207	101	8,801	82,989
	スチール	244	4,455	17,389	336	8,935	25,342	432	11,739	25,880
古紙(資源回収ボックス含む)		48,555	434,771	8,528	41,051	639,845	14,844	35,417	618,123	21,383
古布(資源回収ボックス含む)		5,554	11,145	1,911	5,645	18,203	3,071	4,350	48,640	9,681
粗大ごみ	金属類	6,920	69,977	9,630	6,797	140,243	19,651	6,603	146,116	21,075
	家具等リユース品(※2)	3,963個	7,331	1,850	4,214個	6,565	1,558	4,620個	5,476	1,185
計		107,914	2,237,474	—	98,333	2,535,645	—	91,383	2,573,735	—

※1 ペットボトルは、平成18年4月から、一部を本市が直接売却していた。平成21年1月分以降については、再商品化事業者と横浜市が覚書を取り交わすことにより、独自に履行確認が可能になったため全量を指定法人に引き渡している。また指定法人ルートについては、平成18年度から指定法人から市に抛出金が交付されている。

※2 売却量計に、家具等リユース品は含まない。

品目	平成21年度			平成22年度			
	売却量(t)	金額(千円)	1トンあたりの金額(円)	売却量(t)	金額(千円)	1トンあたりの金額(円)	
缶	アルミ	4,582	497,200	103,344	4,672	658,784	134,303
	スチール	6,069	125,972	19,768	5,818	184,871	30,264
びん	無色・茶色	17,011	2,679	150	17,152	3,062	170
ペットボトル(※1)	直接売却						
	指定法人引渡	12,087	60,375	4,757	12,421	89,348	6,851
小さな金属類		5,124	92,023	17,105	5,384	172,173	30,454
スプレー缶	アルミ	104	4,505	41,350	114	6,710	56,258
	スチール	442	7,212	15,527	474	13,912	27,954
古紙(資源回収ボックス含む)		25,999	166,184	6,088	17,478	250,788	13,665
古布(資源回収ボックス含む)		3,473	61,916	16,979	2,551	63,000	23,521
粗大ごみ	金属類	6,406	92,455	13,746	6,657	179,565	25,690
	家具等リユース品(※2)	4,692個	5,447	1,161	4,374個	4,981	1,139
計		81,297	1,115,967	—	72,720	1,627,193	—

区別資源集団回収実施団体奨励金交付実績（5か年）

（単位：千円）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
鶴見区	26,560	25,064	27,338	29,237	33,581
神奈川区	30,248	33,097	35,869	36,306	36,863
西区	17,776	16,780	16,299	15,681	16,084
中区	16,532	15,411	14,274	15,482	16,838
南区	33,635	29,871	28,614	29,294	28,507
港南区	35,592	34,972	36,053	34,820	35,055
保土ヶ谷区	34,831	32,454	32,988	32,885	33,063
旭区	32,329	31,809	31,374	30,729	32,738
磯子区	33,071	32,671	31,875	30,833	29,853
金沢区	47,310	44,182	43,053	40,809	39,427
港北区	44,399	41,508	38,372	42,503	50,487
緑区	29,924	28,460	26,851	25,492	25,046
青葉区	48,924	49,540	48,840	46,167	45,651
都筑区	29,429	25,875	23,963	25,218	27,027
戸塚区	43,497	43,327	42,210	41,237	41,147
栄区	28,379	26,738	26,413	25,644	24,488
泉区	25,935	25,212	24,466	24,899	24,660
瀬谷区	18,236	17,425	16,675	15,677	15,576
※奨励金交付額 合計	576,608	554,395	545,527	542,910	556,091

※ 奨励金額は決算ベースで算出。ただし、18年度については、交付申請を3か月ごとから毎月へ変更したため、13か月分を交付。

資料 9

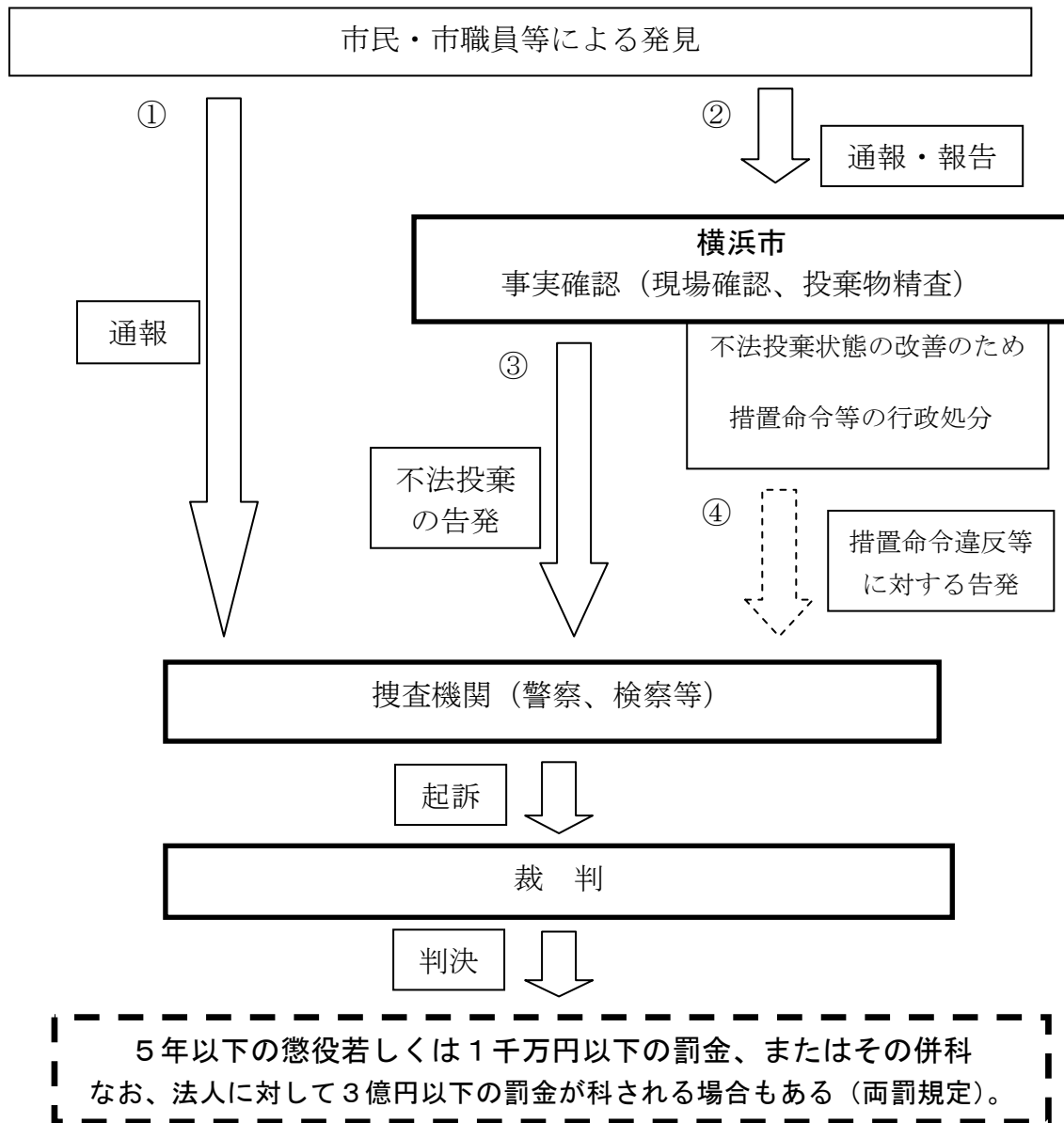
資源集団回収業者の回収実績と奨励金交付実績（5か年）

（単位:t）

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
申請業者数		169 業者	167 業者	157 業者	155 業者	154 業者
回収量	古紙類	175,740	178,571	174,314	172,805	176,460
	布類	4,324	4,766	6,317	6,990	8,298
	金属類	778	865	931	960	1,013
	びん類	21	21	20	16	20
	合計	180,863	184,223	181,582	180,771	185,791
※奨励金交付額 合計		244,724 千円	47,803 千円	29,404 千円	157,675 千円	46,920 千円

※ 奨励金額は決算ベースで算出。ただし、18年度については、交付申請を3か月ごとから毎月へ変更したため、13か月分を交付。

不法投棄の罰金適用までのプロセス



(参考) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～十三 略

十四 第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は第2項 三億円以下の罰金刑